

議員提出議案第 1 号

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 3 1 年 3 月 1 1 日

川崎市議会議長 松 原 成 文 様

提出者	川崎市議会議員	市 古 映 美
	”	勝 又 光 江
	”	宗 田 裕 之
	”	石 田 和 子
	”	斉 藤 隆 司
	”	石 川 建 二
	”	井 口 真 美
	”	大 庭 裕 子
	”	渡 辺 学
	”	片 柳 進

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市小児医療費助成条例（平成7年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「乳児、幼児及び児童」を「満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第6項を第3項とし、第7項を第4項とする。

第4条を削る。

第5条ただし書を削り、同条を第4条とする。

第6条第1項中「、次項の場合を除き」、「（小児（乳幼児等を除く。）については、入院に係るものに限る。）」、「。次項において同じ」及び「（次項において「控除後の額」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「（その保護者が第4条第1項の規定に該当する場合を除く。以下この条及び第9条において同じ。）」を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1項中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提 案 理 由

通院医療費の助成対象となる年齢を引き上げ、並びに保護者の所得の制限及び一部負担金を廃止するため、この条例を制定するものである。

議員提出議案第 2 号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 3 1 年 3 月 1 1 日

川崎市議会議長 松 原 成 文 様

提出者	川崎市議会議員	市 古 映 美
	”	勝 又 光 江
	”	宗 田 裕 之
	”	石 田 和 子
	”	斉 藤 隆 司
	”	石 川 建 二
	”	井 口 真 美
	”	大 庭 裕 子
	”	渡 辺 学
	”	片 柳 進

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に改め、同項第1号及び第2号中「34,950円」を「33,244円」に改め、同項第3号中「45,435円」を「43,217円」に改め、同項第4号中「52,425円」を「49,866円」に改め、同項第5号中「62,910円」を「59,839円」に改め、同項第6号中「69,900円」を「66,487円」に改め、同項第7号中「80,385円」を「76,460円」に改め、同項第8号中「87,375円」を「83,109円」に改め、同項第9号中「104,850円」を「99,731円」に改め、同項第10号中「111,840円」を「106,380円」に改め、同項第11号中「118,830円」を「113,028円」に改め、同項第12号中「132,810円」を「126,326円」に改め、同項第13号中「146,790円」を「139,623円」に改め、同項第14号中「160,770円」を「152,921円」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「31,455円」を「29,920円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

平成31年度及び平成32年度の保険料率を改めるため、この条例を制定するものである。

議員提出議案第 3 号

川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び川崎市議会会議規則第
1 3 条の規定により提出いたします。

平成 3 1 年 3 月 1 1 日

川崎市議会議長 松 原 成 文 様

提出者	川崎市議会議員	月 本 琢 也
	”	三 宅 隆 介
	”	渡 辺 あつ子
	”	小 田 理恵子
	”	添 田 勝
	”	重 富 達 也

川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の一部を改正する条例
川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例（平成26年川崎市条例第
59号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 市は、町内会・自治会の特定の活動に対して謝礼金、補助金その他市長が別に定める公金を反復して支出する場合には、あらかじめ当該活動の内容、当該公金の額及び支出の時期その他必要な事項について定めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

市は、町内会・自治会に対して、謝礼金、補助金等の公金を反復して支出する場合においては、あらかじめ必要な事項を定めることとするため、この条例を制定するものである。